

福井県立音楽堂
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策指針
～音楽堂ではうつらない、うつさない～

作 成：公益財団法人 福井県文化振興事業団

指導・監修：岩崎博道（福井大学医学部附属病院 感染制御部 教授）

1. はじめに

COVID-19 禍は、世界の社会経済のみならず芸術文化にも大きな影を落としている。after から with に心構えを変えなければならないという考え方にに基づき、福井県立音楽堂における COVID-19 対策指針を策定する。

指針策定にあたっては、福井大学医学部附属病院 感染制御部の岩崎博道教授の指導・監修を戴き、「音楽堂ではうつらない、うつさない」の実現を図る。

2. 感染拡大防止のための根本的な考え方

様々な形で人々を受け入れる施設や企業、店舗等が対策を講じているが、実は 100%の感染拡大防止、つまりウイルスを完全に封じ込めるのは困難であることを認識するべきである。つまり、「何もしない」ことでしか 100%の感染拡大防止はあり得ないということ。しかし、それでは社会は成り立たない。

そこで考えるべきは、「**感染の確率(リスク)を可能な限り減らす**」こと。継続可能且つ合理的な方法で「そこに在るかもしれないウイルスを減らす行為を積み重ねること」である。そして、来館者から感染者が発生した場合、早期に把握しクラスター(患者集団)をつくらないことが重要である。そのためには、施設側の努力だけでなく、そこに来る人々(公演来場者や主催者・出演者)の協力が不可欠である。

3. COVID-19 の特徴

様々なことがデマゴグを含め言われているが、新型コロナウイルスはインフルエンザウイルスと同様の性質を持っているので、従来からのインフルエンザへの対策が有効と考えられる。また、厚生労働省のクラスター対策班の調査により、1/5 程度の感染者しか他者に拡げないことも明らかになっている。この特徴により、インフルエンザほど短期に流行することはない反面、感染者の発見が遅れる傾向があるともいえる。

(1) COVID-19 の感染経路

① 飛沫感染

代表的な感染経路。咳やくしゃみ等によってウイルスを含んだ唾液の飛沫が飛び散り、それが付着することにより受動する。飛沫は、1 m 程度で床面に落下する。

② 接触感染

ウイルスに汚染されたものに触れた手で顔を触ることによって、目・鼻・喉の粘膜からウイルスが入り込むことで感染する。ウイルスが付着した面の性質によるが、そのままでも 2 ~ 3 日程度生きながらえることが確認されている。

③ エアロゾル感染

エアロゾルとは、肺の深部からの呼気に含まれる微細な液体が霧状になって空気中を一定時間漂うもの。例えば肺活量検査のように、肺の奥にある空気を一気に吐き出すような場合に発生するもので、COVID-19 についてはエアロゾル感染の可能性が認められている。怒声を

出した時などに発生する可能性があり、到達距離は4～5mとされている。演奏に際しては、最大80cmの雲の発生にとどまるという欧州での実験結果から観て、管楽器の演奏や一般的な歌唱によって発生することは考えにくい。

④ 空気感染

例えば麻疹ウイルスの場合には、ウイルスそのものが空气中を浮遊して感染を引き起こす。ホールステージ上に麻疹の感染者がいると客席全員に感染させる力があるが、**COVID-19**にその可能性は全く無い。

(2) 最も効果的な予防策

マスクやフェイスシールドに関しては、感染予防にある程度は役立つが、着脱の際にウイルスで汚染された部分に触れることで感染の確率が高まることなどもあって、万全とは言い切れない。また、環境の消毒も感染防止に一定の効果があるものの、作業には限界がある。

石鹸を用いた30秒の入念な手洗い、もしくは乾燥した手のアルコール消毒（以下、手指衛生）でほぼ全てのウイルスが完全に除去できると考えてよい。手指衛生が徹底できていれば、ウイルスに晒されたとしても感染する確率は大きく減らすことができるので、**手指衛生が感染防止の最大のポイント**である。

4. 音楽堂利用のために必要な対策の論点整理

感染拡大を防ぐためには、①自身がウイルス保持者である可能性を意識した行動、②自身が媒介者にならないための行動、③ウイルスに感染しないための行動、の3つの観点によって、それぞれ対策が異なる。また、鑑賞目的で来館する「観客」、公演を開催する「主催者」、演奏等を行う「出演者」、練習室を利用する「音楽愛好家」など、それぞれの利用形態・シーンによって対策が異なる。

現在、様々な考え方が林立しており、中には医学的・疫学的観点から正しくないとみなされるものや、行為と目的が誤って認識されているものがある。本指針では、それぞれの対策を示す際にそれらの根拠を併記することで、「理解・納得したうえで実行できる」ように示すものとする。そして、本指針をもとに、対象者ごとにわかり易い行動基準を整備し提示することで、「論理的且つブレの無い対応」を実現させる。

5. 観点別の感染拡大を防ぐ行動について

(1) 自身がウイルス保持者である可能性を意識した行動について

ウイルス保持者が他者にうつす可能性は、次の3通り考えられる。

① 咳、くしゃみ、会話による唾液の飛沫

唾液の飛沫は約1mで落下し、床面等において一定期間ウイルスが存在することから、**マスクをして飛沫を抑制すること**、ウイルスを含んだ唾液が飛んでしまっても他者を晒さないようにするため、**1m以上の距離を保つこと**により確率を減らせる。

② 怒声を発すること等によって発生するエアロゾル

エアロゾルは唾液の飛沫とは全く異なり、(環境によって違いがあると考えられるが)4~5m漂うことがある。換気によって大いにエアロゾル吸引の確率を減らすことができるが、エアロゾルを発生させるような行動を控える意識も肝要である。

③ 手でものに触ること(接触)によるウイルスの拡散

ウイルス保持者の手には、ウイルスが常時あるものと考えられる。したがって、**他者が触る可能性のあるものには触らないこと**で拡散させる確率を減らせる。例えば、他者と物の受け渡しをする際には、相手が用意した入れ物に直接渡す物を入れ、相手や用意された入れ物には触らないことも必要。トイレなど共有物を利用する際にも、利用前後の何れの際も**手指衛生を行うこと**で、拡散の確率を減らせる。

(2) 自身が媒介者にならないための行動について

媒介者になる可能性は、ウイルスに晒された状況下の行動による。

① 身体・衣服の表面にウイルスが付着している可能性の意識

媒介者による感染拡大はウイルス保持者と異なり、ウイルスに晒された身体や衣服の表面が他者や共有物等に接触することによって発生する。したがって、そうした接触の機会を意図的に無くすことにより、確率を大いに減らせる。

② 保護者による子どもの管理

子どもについては、手指衛生の徹底によりたとえ本人が感染しなかったとしても、走り回って転んだり、ものに触れたりすることで、ウイルス拡散をもたらしてしまう可能性がある。家族で来館する者は、幼い子どもの手を常時ひいておくことにより、自身が感染する確率すら減らすことができると考えるべきである。

(3) ウイルスに感染しないための行動について

ウイルスに感染しないための行動は、最終的には**手指衛生に帰結**する。

① 飛沫感染防止

マスクの着用は、他者の飛沫からの感染防止にはある程度効果はあるが、万全ではない。汚染された手でマスクに触れる行為自体に、危険が潜んでいる。マスク着用は、あくまでも「自身がウイルス保持者である可能性を意識し、他者に感染させない」ための行為だという認識を持つべきである。そのうえで他者とは1m以上の距離を確保することが有効である。

② エアロゾル感染防止

エアロゾルは、特殊な状況により発生するものであるが、不可視であることが厄介である。マスクを外して大声で会話をしている者には近づかないことが有効である。

③ 接触感染防止

人がCOVID-19に感染する際の入り口は、眼・鼻・喉の粘膜にほぼ絞られる。特に眼は無防備になりやすいうえに鼻腔に直結しているため「眼鏡に感染確率を減らす一定の効果がある」と言われるほどである。前述の通り**マスクに触らない**、そして**眼・鼻・口を触ったり擦ったりしない**ことが何よりも重要である。そして、「**行動前後両方の手指衛生の徹底**」を図ることで、感染の確率は大幅に減らすことができる。むしろ、マスクや手袋の着用により気が緩み、

汚染されたマスクや手袋を触ったあと、手を洗わずに済ますことの方が余程危険である。

6. 職員が用いる防護具・消毒作業について

(1) マスク・フェイスシールド

前述の通り、マスクは他者に感染させないための道具として認識すべきである。フェイスシールドは他者に感染させない・自身が感染しないどちらの点においても一定の効果は期待できる。しかし、どちらの道具も万全ではないことと、着脱の際に接触による感染の確率が高まることから、着脱前後の手指衛生を徹底し、シーンに応じて適切に用いていく。

(2) 手袋

接客に際しては、手袋の着用を行わない。手袋は「明らかに汚染されていると見なされる物」に触れる際に着用し、外した際には直ちに手指衛生を行う。チケットの引き取り等の接客の際には、複数の者が触れる端末等の備品の事前消毒、接客前後に手指衛生を行うことで、来館者や自身を感染させる確率を減らす。

(3) 消毒作業

前述の通り、環境の消毒作業には限界がある。特に、床面は汚染の可能性が非常に高いと考えられるものの、完全な消毒作業は不可能である。消毒作業は通常の清掃作業内の可能な範囲で行うものとし、床に直接物を置かないことや、行動・活動前後のこまめな手指衛生の徹底を押しどころとする。

7. 感染が発生した際の拡散抑制

どれほど努力を重ねたとしても、そこに感染者がいた際に100%感染拡大を防ぐことができるとは言い切れない。そこで、無症状の感染者が入館したことが後日判明したり、来館者が後日発症したりした際の追跡調査に耐えられるよう、来館者の個人情報(氏名と連絡先)を(公演の観客の場合は着席した座席に紐付けて)管理できる態勢を取る。紙媒体で管理するものに関しては、1カ月程度の保存期間を経ての処分を順守し、個人情報の流出防止に努める。

感染拡大の現場にならないことに対する責任意識を、全ての来館者と共有することが肝要である。

8. その他

国内外のCOVID-19の状況は日々刻々変化し、様々な知見も蓄積される。本指針の内容は、今後、状況を踏まえ、随時更新していくものとする。

最新の対策指針はこちら <https://www.hhf.jp/covid19/>